

送付先変更申出書の送付について（御案内）

日頃より、東京都心身障害者扶養年金に御理解をいただき誠にありがとうございます。

東京都では、扶養年金清算金に関する通知等は清算金受取人の住民票上の住所地へ送付することを原則としていますが、特別な事情がある場合には、送付先変更の申出を受け付けています。

送付先変更についての「申出書」をお送りしますので、送付先変更の御希望がある場合は当センターまで御提出をお願いします。

記

<御提出いただく書類>

1 「送付先変更申出書」（同封したもの）

- （1）申出者は、清算金受取人です。
- （2）東京都心身障害者扶養年金清算金の送付先変更では、「送付先変更申出書」に掲げる①～④の理由により送付先を変更しています。該当する理由の御記入をお願いします。

2 添付書類

送付先を確認するため、下記の書類の住所と氏名が記載された書類1式を添付してください。

*施設入所（入院）により入所（入院）先に送付を希望する場合は、添付書類は不要です。

（1）親族宛に送付を希望する場合

①送付先となる御親族の以下のいずれかの書類で送付先の住所、氏名が分かる面またはページの写し<<全申請者必須>>

運転免許証、旅券（パスポート）、個人番号カード*、住民票の証明*、健康保険証***
身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、各種医療受給者証、など
※個人番号カードや住民票の証明を提出する場合は、個人番号や住民票コードの記載のないものを御提出ください。
※※健康保険証を提出する場合は、記号・番号・保険者番号・被保険者番号を黒塗りしてください。

②送付先となる方と清算金受取人の親族関係が分かる証明書（写し可）

<<①に加えて必要>>

*ただし、既に送付先に指定されている御親族の住所の変更を届け出る場合は、②の証明書は添付不要です。

戸籍謄本の写し等（3ヶ月以内に取得したもの）

（2）成年後見人（保佐人）宛に送付を希望する場合

登記事項証明書（写し可）

*送付先が成年後見人の事務所の場合は、事務所所在地が印刷された名刺や封筒も同封してください。

*法人が成年後見人で、担当者宛に送付を希望する場合は、社員証（写）を同封してください。

御提出いただいた書類の返却はできませんので御了承ください。

申請後に送付先変更を希望しなくなった場合は、別途「送付先変更事由消滅申出書」の提出が必要です。御提出がない限り、登録された送付先住所への送付が継続しますので御注意ください。

その他、御不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

東京都扶養共済事務センター（公益財団法人東京都福祉保健財団）
〒163-0718 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階
電話：03-3344-8633 FAX：03-3344-7281
受付時間 9：00～12：00 13：00～17：00

(記入例)

清算金

送付先変更申出書

記入した日

令和 3年 2月 20日

東京都福祉保健局障害者施策推進部共生社会推進担当課長 殿

5桁の番号

(年金証書番号) ****

東京都心身障害者扶養年金
清算金受取人

(氏 名) 財団 太郎

東京都心身障害者扶養年金清算金に係る通知事務について下さるよう届出ます。
なお、住所を変更する場合は、成年後見人（保佐人）の場合は以下のように記入する（平成18年東京都
条例第175号）
成年後見人（保佐人）の場合は以下のように記入する
(清算金受取人) 財団 太郎
成年後見人 東京 花子

記

1 送付先（方書きやビル名がある場合は記入すること。）

〒 : ***-***

住 所 : 東京都新宿区西新宿***

フリガナ サイダン ハナコ

氏 名 : 財団 花子

電 話 : ***-***-***

2 送付先を東京都に届出ている住所以外とする理由（該当番号に丸印をつけること。）

① 社会福祉施設・病院等に入所・入院のため、入所・入院先に送付を希望する。

② 社会福祉施設・病院等に入所・入院しているため、親族宛に送付を希望する。

③ 成年後見人制度により、成年後見人（保佐人）宛に送付を希望する。

ア 清算金受給権者（障害者）の成年後見人 イ 清算金受取人の成年後見人
ウ 清算金受給権者（障害者）及び清算金受取人の成年後見人

④ その他の場合（理由を記入すること）

3 送付開始時期

令和 3年 3月から

開始を希望する年月を記入する

[申出書記載上の注意]

1. 申請者は、清算金受取人です。それ以外の方は申し出ることできません。
2. 清算金受取人の住民票上の住所地へ送付することを原則としていますので、住民票を異動された場合は速やかに「変更事項等届出書（第13号様式）」を提出してください。
3. 申請後に送付先変更を希望しなくなった場合は、別途「送付先変更事由消滅申出書」の提出が必要です。

送付先変更申出書

令和 年 月 日

東京都福祉保健局障害者施策推進部共生社会推進担当課長 殿

東京都心身障害者扶養年金
清算金受取人

(年金証書番号) _____

(氏 名) _____

東京都心身障害者扶養年金清算金に係る通知書等を、下記に送付して下さるよう届出ます。
なお、住所を変更したときは東京都心身障害者扶養年金条例を廃止する条例（平成18年東京都条例第175号）に基づき速やかに届出ます。

記

1 送付先（方書きやビル名がある場合は記入すること。）

〒 :
住 所 :
フリガナ
氏 名 :
電 話 :

2 送付先を東京都に届出ている住所以外とする理由（該当番号に丸印をつけること。）

- ① 社会福祉施設・病院等に入所・入院のため、入所・入院先に送付を希望する。
- ② 社会福祉施設・病院等に入所・入院しているため、親族宛に送付を希望する。
- ③ 成年後見人制度により、成年後見人（保佐人）宛に送付を希望する。

ア 清算金受給権者（障害者）の成年後見人 ウ 清算金受給権者（障害者）及び清算金受取人の成年後見人	イ 清算金受取人の成年後見人
--	----------------

- ④ その他の場合（理由を記入すること）

3 送付開始時期

令和 年 月から

[申出書記載上の注意]

- 1. 申請者は、清算金受取人です。それ以外の方は申し出ることはできません。
- 2. 清算金受取人の住民票上の住所地へ送付することを原則としていますので、住民票を異動された場合は速やかに「変更事項等届出書（第13号様式）」を提出してください。
- 3. 申出後に送付先変更を希望しなくなった場合は、別途「送付先変更事由消滅申出書」の提出が必要です。